

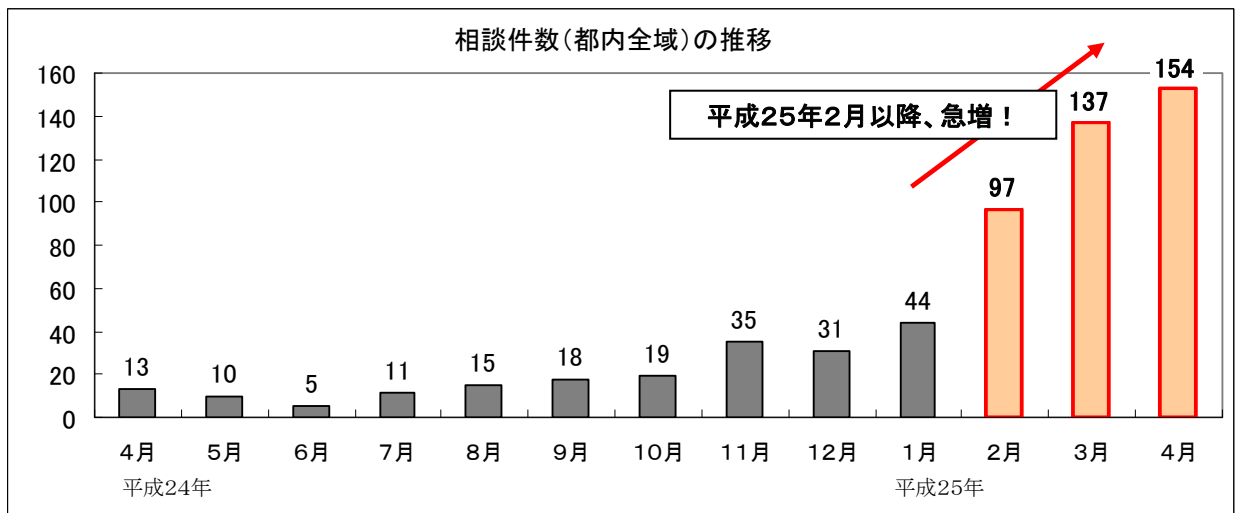
「ご注文いただいた健康食品を代引きで配達します」 こんな電話を受けたことはありませんか？

～「健康食品の送りつけ」に関する被害が増えています！～

「あなたから〇月〇日にご注文いただいた健康食品を代引きで配達します。都合の良い時間は何時ですか？」…注文をした覚えのない事業者から商品の配達に関する電話がかかってきた、という相談が急増しています。

高齢者をねらった「健康食品の送りつけ」については、最近の相談を見ると、その手口は悪質化し、脅迫まがいのものもあります。

万が一、代金を支払ってしまうと、返金を求めることが非常に困難となります。注文した覚えがなければ、「注文していません！」ときっぱり断ることが必要です。



※平成25年4月分は、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に、6月10日までに登録された数

相談事例1 <「注文記録がある」と言われたが、嘘だった！>

「〇月〇日に、あなたが注文した健康食品が出来上がったので送る。」と業者から電話がかかってきた。注文していない、と何度も断ったが、「こちらには受け付けた記録がある。」と言われ、仕方なく代引きで受け取ることを承諾した。しかし納得がいかず、自宅の電話記録を取ってみたところ、事業者のいう番号は、発信、着信とも記録がなかった。(70歳代 女性)

相談事例2 <いつも利用している事業者と紛らわしい名称の事業者だった！>

業者から健康食品を代引きで送ると電話があったので、注文していない、と断ったところ、注文日と具体的な商品名を告げられた。普段、健康食品の通信販売を利用しているが、その事業者名と紛らわしい名前だったので混同してしまい、承諾した。しかし、返品しようと書かれている番号に電話しても誰もでない。(60歳代 女性)

相談事例3 <送付を断ったら脅された！>

注文した覚えのない健康食品を代引きで配達すると電話があった。送らないように断ったところ、「いつまでもそこに住んでいられると思うな。山の中に捨てるぞ。」と脅された。その後無言電話もある。こちらから電話をかけても業者の電話は通じない。(70歳代 女性)

消費者へのアドバイス

★ まずは「受取拒否」

注文した覚えのない商品が送り付けられた場合には、配送業者に「受け取りません」と伝えてください。その際、事業者名、住所、電話番号、商品の名称、配送業者名を控えておくようにしましょう。なお、注文していない商品の配送料金を事業者から請求されても、支払う必要はありません。

★ 二次被害にも注意

「一度だけ」のつもりで代金を支払ってしまうと、その情報が同業者に伝わり、別の業者から新たな商品が送りつけられてくることもあります。

★ あきらめずに消費生活センターに相談

万一、代金を支払ってしまったたり、商品を開封してしまったたりしても、解決できる場合があります。あきらめずに、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

★ 脅迫行為があった場合には警察に相談

事業者から脅迫行為を受けた場合には、迷わずに、警察に相談しましょう。

東京都消費生活総合センター

〔ご本人からは〕

03-3235-1155(相談専用電話)

03-3235-3366(高齢者被害110番)

※ 高齢者を見守っているご家族や地域の方へ

被害に遭っていることに気付かない高齢者の方もいます。健康食品がこんな高額なはずはないなど、少しでもあやしいと思ったら、迷わず消費生活センターに相談してください。

東京都消費生活総合センター

〔ご家族、ホームヘルパー、ケアマネージャー等からの通報・問い合わせは〕

03-3235-1334

(高齢消費者見守りホットライン)